



山形県公報

平成26年1月24日(金)
第2514号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………(水大気環境課) ……27
- 同……………(同) ……28
- 肥料登録の有効期間の更新……………(農業技術環境課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区連合の清算人の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区連合の役員の退任の届出……………(同) ……29
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……30
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……31
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会1月定例会の招集……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(危機管理課) ……32
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁建築課) ……34
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……37
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(河北病院) ……40
- 一般競争入札の公告……………(鶴岡病院) ……同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第46号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 指定する区域

鶴岡市の行政区域のうち、次の図に示す区域(次の図は省略し、その図書を環境エネルギー一部水大気環境課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)

#### 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害

物質の種類

鉛及びその化合物

- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

山形県告示第47号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定する区域

西置賜郡飯豊町の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

山形県告示第48号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録番号         | 肥料の種類       | 肥料の名称        | 保証成分量(%)                          | その他の規格                                       | 生産業者        |                   | 有効期限            |
|--------------|-------------|--------------|-----------------------------------|----------------------------------------------|-------------|-------------------|-----------------|
|              |             |              |                                   |                                              | 名称          | 住所                |                 |
| 山形県<br>第469号 | 混合有機<br>質肥料 | エリート有機<br>07 | 窒素全量 4.0<br>りん酸全量 5.5<br>加里全量 2.0 | 含有成分の<br>許有の規<br>を定める<br>有れ成天<br>含さ毒最<br>は格り | コーユ株式<br>会社 | 酒田市松美町13<br>番地212 | 平成<br>29. 1. 30 |

山形県告示第49号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
天童土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字矢野目2100番地
- 3 認可年月日  
平成26年1月14日

山形県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の次の清算人が退任した旨の届出があった。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 氏名    | 住所               |
|-------|------------------|
| 佐藤 良  | 酒田市大野新田字村南164番地  |
| 富樫 善弘 | 同 漆曾根字四合田184番地   |
| 伊藤 幹雄 | 同 砂越字上川原441番地    |
| 那須 博義 | 飽海郡遊佐町豊岡字南三川17番地 |
| 平向 徳正 | 酒田市臼ヶ沢字池田通90番地   |
| 杉山 春夫 | 同 鶴田字寺の越18番地     |

## 山形県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所                |
|----------|--------|-------------------|
| 監事       | 齋藤 久太郎 | 酒田市山谷字三ヶ沢13番地     |
| 同        | 阿部 甚一  | 飽海郡遊佐町豊岡字家ノ中瀬22番地 |

## 山形県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年1月24日から同年2月6日まで縦覧に供する。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長          |
|------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 南陽市漆山字譲沢口2392番から<br>同 字山ノ神南2396番まで | 旧    | 5.5メートル<br>}<br>4.5  | メートル<br>128 |
| 同 上                                |      | 30.0メートル<br>}<br>5.5 | メートル<br>139 |
| 同 上                                | 新    | 21.2メートル<br>}<br>4.5 | メートル<br>118 |

**山形県告示第53号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年1月24日から同年2月6日まで縦覧に供する。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 南陽市漆山字譲沢口2392番から  
同 字山ノ神南2396番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年1月24日

**山形県告示第54号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成26年1月24日から同年2月6日まで縦覧に供する。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|---------------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 西置賜郡白鷹町大字大瀬字上ノ林1289番4から<br>同 1289番2まで | 旧    | 10.0メートル<br>}<br>8.5  | メートル<br>68 |
| 同 上                                   | 新    | 18.5メートル<br>}<br>12.7 | 同 上        |

**山形県告示第55号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成26年1月24日から同年2月6日まで縦覧に供する。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|----------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 西置賜郡白鷹町大字高岡字築ノ上5182番1から<br>同 上まで | 旧    | 5.1メートル<br>}<br>4.5   | メートル<br>48 |
| 同 上                              | 新    | 58.9メートル<br>}<br>11.6 | 同 上        |

**山形県告示第56号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成26年1月24日から同年2月6日まで縦覧に供する。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 長井白鷹線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字山口字若宮西2844番2から  
同 大字鮎貝字八幡三1197番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年1月24日

**山形県告示第57号**

次の開発行為は、完了した。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年12月12日 指令置総建第61号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
第二工区  
西置賜郡小国町大字岩井沢字戸上一641番2、641番4、641番5、642番1、643番、644番1、645番1、646番、648番、646番地先道、648番地先水路  
西置賜郡小国町大字岩井沢字戸上二650番1、650番3、650番4、650番5  
西置賜郡小国町大字岩井沢字戸上三653番、654番の一部、656番1の一部、657番1の一部、657番2、658番、659番1、659番2、659番3、659番4、660番1の一部、660番2の一部、660番3の一部、662番1の一部、668番、659番2地先道  
西置賜郡小国町大字岩井沢字戸上四669番丙の一部、672番1の一部、673番の一部、673番3、677番の一部、678番2の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目70番地  
小国町長 盛田信明

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第1号**

山形県教育委員会1月定例会を次のとおり招集した。

平成26年1月24日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成26年1月24日（金）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 山形県障がい児就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について  
(2) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
(3) 教育委員会職員の人事について

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
消防防災ヘリコプター 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課消防救急・保安担当  
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2228
- 3 落札を決定した日 平成25年12月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
三井物産エアロスペース株式会社 東京都港区芝公園二丁目4番1号
- 5 落札金額 1,597,320,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年11月15日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                           | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |
|------------------|-------------------------------|------|-------------------------------|------|-------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                  |                               | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                   | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営鈴川第二ア<br>パート3号 | 山形市鈴川町三<br>丁目17-25            | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用               | 12,100                  | 14,000                             | 16,000                             | 17,900                             | 17,900 | 17,900                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 宮町アパー<br>ト1号   | 同 宮町二丁<br>目8-23               | 3DK  | 66.5                          | 2    | 同                 | 22,300                  | 25,800                             | 29,500                             | 33,300                             | 38,000 | 39,900                             |                                    |
| 同 天童駅西ア<br>パート2号 | 天童市駅西二丁<br>目2-30              | 同    | 61.0                          | 1    | 同                 | 18,300                  | 21,100                             | 24,100                             | 27,200                             | 31,100 | 35,900                             |                                    |
| 同 天童駅南ア<br>パート1号 | 同 田鶴町四<br>丁目18-17             | 同    | 66.5                          | 1    | 同                 | 22,700                  | 26,200                             | 29,900                             | 33,700                             | 38,600 | 44,500                             |                                    |
| 同 天童南部ア<br>パート2号 | 同 南町三丁<br>目18-2               | 2LDK | 70.1                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障用) | 25,600                  | 29,500                             | 33,700                             | 38,100                             | 43,500 | 50,200                             |                                    |
| 同 南寒河江ア<br>パート2号 | 寒河江市大字高<br>屋字西浦100番<br>5      | 3DK  | 64.2                          | 1    | 一般用               | 17,700                  | 20,500                             | 23,400                             | 26,400                             | 30,200 | 34,800                             |                                    |
| 同 谷地アパー<br>ト2号   | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1    | 同    | 71.1                          | 1    | 同                 | 21,900                  | 25,300                             | 28,900                             | 32,600                             | 37,300 | 43,000                             |                                    |
| 同 左沢アパー<br>ト     | 同 大江町<br>大字藤田字藤田<br>原264-3    | 同    | 59.3                          | 1    | 同                 | 13,500                  | 15,500                             | 17,800                             | 20,100                             | 22,900 | 26,500                             |                                    |
| 同 東根中央ア<br>パート1号 | 東根市中央四丁<br>目3-2               | 同    | 62.6                          | 1    | 同                 | 18,800                  | 21,700                             | 24,900                             | 28,100                             | 32,100 | 37,000                             |                                    |
| 同 2号             | 同                             | 同    | 62.6                          | 1    | 同                 | 19,100                  | 22,000                             | 25,200                             | 28,500                             | 32,500 | 37,500                             |                                    |
| 同 大石田アパ<br>ート    | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同    | 59.4                          | 2    | 同                 | 14,600                  | 16,800                             | 19,200                             | 21,700                             | 24,800 | 28,600                             |                                    |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成26年2月1日から同月6日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年2月6日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

## 5 入居の時期 平成26年3月25日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地              | 規格   |             | 公募戸数 | 区分            | 家賃              |                            |                            |                            |                            |                            | 摘要           |     |
|--------------|------------------|------|-------------|------|---------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------|-----|
|              |                  | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積 |      |               | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |              |     |
| 県営春日アパート3号   | 米沢市春日五丁目2-43     | 2DK  | 61.5        | 1    | 特定目的用(高齢・身障用) | 20,500          | 23,700                     | 27,100                     | 30,500                     | 34,900                     | 40,300                     | 3月分の家賃に相当する額 | 単身可 |
| 同 中田第一アパート4号 | 同 中田町658-3       | 同    | 62.1        | 1    | 同             | 21,000          | 24,200                     | 27,700                     | 31,200                     | 35,700                     | 41,200                     | 同            | 同   |
| 同 太田町アパート2号  | 同 太田町五丁目1-10     | 同    | 60.3        | 1    | 一般用           | 19,000          | 21,900                     | 25,100                     | 28,300                     | 32,300                     | 37,300                     | 同            | 同   |
| 同            | 同                | 3DK  | 74.0        | 1    | 同             | 23,300          | 26,900                     | 30,800                     | 34,700                     | 39,700                     | 45,800                     |              |     |
| 同 春日アパート1号   | 同 春日五丁目2-43      | 同    | 63.9        | 1    | 同             | 17,300          | 20,000                     | 22,900                     | 25,800                     | 29,500                     | 34,100                     |              |     |
| 同 3号         | 同                | 同    | 75.6        | 1    | 同             | 25,200          | 29,100                     | 33,300                     | 37,500                     | 42,900                     | 49,500                     |              |     |
| 同 米沢中央アパート2号 | 同 中央七丁目5-77      | 同    | 68.7        | 1    | 同             | 21,800          | 25,200                     | 28,800                     | 32,500                     | 37,100                     | 42,800                     |              |     |
| 同 中田第一アパート3号 | 同 中田町658-3       | 同    | 69.9        | 2    | 同             | 23,000          | 26,600                     | 30,400                     | 34,300                     | 39,200                     | 45,200                     |              |     |
| 同 相生アパート1号   | 同 相生町7-65        | 同    | 69.2        | 1    | 同             | 22,100          | 25,600                     | 29,200                     | 33,000                     | 37,700                     | 43,500                     |              |     |
| 同 桜木アパート1号   | 南陽市三間通1229-2     | 同    | 59.3        | 1    | 同             | 16,200          | 18,700                     | 21,300                     | 24,100                     | 27,500                     | 31,800                     |              |     |
| 同 糠野日アパート    | 東置賜郡高畠町大字福沢525-5 | 同    | 51.2        | 1    | 同             | 12,000          | 13,800                     | 15,800                     | 17,800                     | 20,400                     | 23,500                     |              |     |
| 同 糠野日第二アパート  | 同 福沢南21-2        | 同    | 64.2        | 1    | 同             | 17,300          | 20,000                     | 22,900                     | 25,800                     | 29,500                     | 34,100                     |              |     |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年2月3日から同月7日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年2月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成26年3月下旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                 | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |
|----------------|--------------------|------|-------------------------------|------|--------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                    | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営美原アパ<br>ート3号 | 鶴岡市美原町19<br>-23    | 2DK  | 40.5                          | 1    | 一般用                | 11,900                  | 13,700                             | 15,700                             | 17,700                             | 20,200 | 23,300                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 東部アパ<br>ート2号 | 同 朝陽町6<br>-5       | 3DK  | 55.7                          | 1    | 同                  | 14,200                  | 16,400                             | 18,800                             | 21,200                             | 24,200 | 28,000                             |                                    |
| 同 茅原アパ<br>ート2号 | 同 茅原草<br>見鶴16-1    | 4DK  | 71.5                          | 1    | 同                  | 19,600                  | 22,600                             | 25,900                             | 29,200                             | 33,400 | 38,500                             |                                    |
| 同 3号           | 同                  | 3DK  | 64.2                          | 1    | 同                  | 18,100                  | 20,900                             | 23,900                             | 27,000                             | 30,900 | 35,600                             |                                    |
| 同 城南アパ<br>ート1号 | 同 城南町9<br>-34      | 同    | 62.6                          | 1    | 同                  | 18,500                  | 21,400                             | 24,500                             | 27,600                             | 31,500 | 36,400                             |                                    |
| 同 川南アパ<br>ート1号 | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1   | 2DK  | 51.2                          | 1    | 同                  | 15,500                  | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400 | 30,400                             |                                    |
| 同 2号           | 同 1-2              | 同    | 51.2                          | 1    | 同                  | 15,600                  | 18,000                             | 20,600                             | 23,300                             | 26,600 | 30,700                             |                                    |
| 同 川南住宅3<br>号   | 同 1-3              | 同    | 54.6                          | 2    | 同                  | 16,400                  | 19,000                             | 21,700                             | 24,500                             | 28,000 | 32,300                             |                                    |
| 同 4号           | 同 1-4              | 3K   | 54.6                          | 2    | 同                  | 16,700                  | 19,300                             | 22,100                             | 24,900                             | 28,500 | 32,900                             |                                    |
| 同 東泉アパ<br>ート1号 | 同 東泉町四<br>丁目15-21  | 3DK  | 64.2                          | 1    | 同                  | 18,400                  | 21,200                             | 24,300                             | 27,400                             | 31,300 | 36,100                             |                                    |
| 同 3号           | 同 15-22            | 同    | 64.2                          | 1    | 同                  | 18,900                  | 21,900                             | 25,000                             | 28,200                             | 32,200 | 37,200                             |                                    |
| 同 鳥海アパ<br>ート1号 | 同 富士見町<br>三丁目2-118 | 同    | 69.2                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障者用) | 23,000                  | 26,500                             | 30,300                             | 34,200                             | 39,100 | 45,100                             |                                    |
| 同 3号           | 同                  | 同    | 65.4                          | 1    | 一般用                | 22,200                  | 25,700                             | 29,400                             | 33,100                             | 37,900 | 43,700                             |                                    |
| 同 北新町アパ<br>ート  | 同 北新町一<br>丁目1-58   | 同    | 64.3                          | 1    | 同                  | 23,400                  | 27,100                             | 31,000                             | 34,900                             | 39,900 | 46,100                             |                                    |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成26年2月4日から同月10日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年2月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成26年3月下旬

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年1月24日

山形県立河北病院長 多田敏彦

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立河北病院総合医療情報システム（生体情報管理）整備及び保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立河北病院医事経営課情報企画係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地  
電話番号0237(73)3131
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年11月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
山形小木医科器械株式会社 山形市北町三丁目8番20号
- 5 随意契約に係る契約金額 14,700,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年10月25日
- 8 随意契約による理由  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年1月24日

山形県立鶴岡病院長 神田秀人

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院3階第一会議室

(2) 日時 平成26年3月25日（火）午前10時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 423,000リットル

予定数量は昨年度実績により算出したもので、その数量を保証するものではない。

(2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格K2205重油に規定するもののうち1種2号に限る。

(3) 契約期間及び納入方法 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。

(4) 納入場所 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院

(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。

(3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(4) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け山形県公報第2419号）により公示された資格を有すること。

- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (7) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所等及び契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
〒997-0369 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係  
電話番号0235(22)2690
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成26年2月19日（水）午後3時まで山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立鶴岡病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Fuel Oil 423,000l
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. March 25, 2014
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Tsuruoka Hospital, 28 Aza Sekishita, Takasaka, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0369 Japan TEL0235-22-2690

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                                                                                                                                                             | 正                                                                                                                                                                      |
|-------------|------------|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成25. 3. 29 | 第2431号     | 425 | 下から20 | 西置賜郡飯豊町大字高峰字作並4088の1、4089の1、字安道寺4090の1、4095の1、4100の1、4100の5                                                                                                   | 西置賜郡飯豊町大字高峰字安道寺4100の5（国有林）、4090の1、4095の1、4100の1、字作並4088の1、4089の1                                                                                                       |
| 同           | 同          | 同   | 下から8  | 西置賜郡飯豊町大字高峰字作並4085の2、4085の7、4087の2、字南洗尾4204の2（次の図に示す部分に限る。）、字石取沢二4214の4、4214の21から4214の25まで、4214の28、4214の32、字栗梨沢4215の6、4215の20、4216の2、字尾洗沢4217の3、4217の4、4218の3 | 西置賜郡飯豊町大字高峰字南洗尾4204の2（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字石取沢二4214の28（国有林）、4214の4、4214の21から4214の25まで、4214の32、字作並4085の2、4085の7、4087の2、字栗梨沢4215の6、4215の20、4216の2、字尾洗沢4217の3、4217の4、4218の3 |
| 同           | 同          | 426 | 7     | 西置賜郡飯豊町荻生字柗澤3006の5、字瀧ノ澤3021の12、字立岩3023の1から3023の9まで、字二ノ経操3102の2、字行人沢3103の2                                                                                     | 西置賜郡飯豊町大字荻生字立岩3023の6・3023の8・3023の9（以上3筆国有林）、3023の1から3023の5まで、3023の7、字柗澤3006の5、字瀧ノ澤3021の12、字二ノ経操3102の2、字行人沢3103の2                                                       |
| 同           | 同          | 同   | 20    | 西置賜郡飯豊町大字荻生字前野3107の15から3107の18まで                                                                                                                              | 西置賜郡飯豊町大字荻生字前野3107の16・3107の17（以上2筆国有林）、3107の15、3107の18                                                                                                                 |
| 同           | 同          | 427 | 7     | 西置賜郡飯豊町大字手ノ子字柏手2304の1、2304の19、字大比戸2310の4、2310の10                                                                                                              | 西置賜郡飯豊町大字手ノ子字大比戸2310の10（国有林）、2310の4、字柏手2304の1、2304の19                                                                                                                  |